

原稿作成日： 2019年3月29日

著作権と出版前の発表の制限

<教材提供>

AMED 支援「国際誌プロジェクト」提供

無断転載を禁じます

無断転載禁止

目次

はじめに

著作権

著作権とは

著作権に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定

掲載論文の著者による利用

オープン・アクセスと著作権

ハゲタカ出版社

まとめ

出版前の発表の制限

発表の制限とは

論文出版前の発表にまつわる問題

論文出版前発表の制限に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定

論文出版前発表の制限に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定の要点

論文出版前発表の制限の対象外

学会発表に関する規定

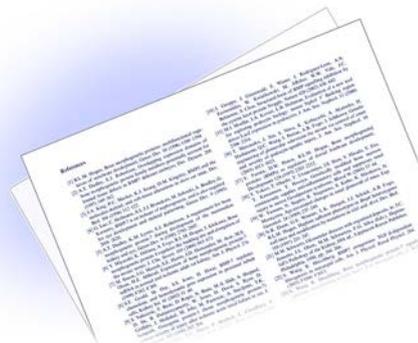
プレプリントに関する規定

論文出版前発表の制限の違反に対する医学・生命科学系国際学術誌の対応

おわりに

はじめに

知的活動により生み出された考えや創作物には、財産としての価値を持つものがあります。それが、**知的財産**です。知的財産を保護するのが**知的財産権**です。知的財産権のうち、文化的な創作物を保護の対象とするのが**著作権**です。研究の成果が学術論文にまとめられると文化的な創作物となり、著作権による保護の対象になります。



では、学術誌上に掲載された**論文の著作権**は誰に帰属するのでしょうか？査読の段階にある投稿論文は、それが受理され、学術誌上に掲載されるまでは、著者の知的財産のはずです。著者は投稿した論文のデータや考え方を自由に発表できてよいはずですが、学術誌は、投稿論文の内容の発表を制限しています。なぜでしょうか？

本教材では、論文の著作権と発表制限に関して代表的な医学・生命科学系国際学術誌が設ける規定を通して、学術誌が求める倫理規範について学びます。

本教材が規定を参照した医学・生命科学系国際学術誌は次の 12 誌です。

- [Cell](#)
- [EMBO Journal](#)
- [Infection and Immunity](#)
- [Journal of the American Medical Association](#)(JAMA)
- [Journal of Clinical Investigation](#)
- [Journal of Experimental Medicine](#)
- [Journal of Immunology](#)
- [Lancet](#)
- [Nature](#)
- [New England Journal of Medicine](#)(NEJM)
- [Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America](#)
(PNAS)
- [Science](#)

なお、本教材では、法律用語である著作権や出版権、ライセンスなどを法律上の正確さにとら

われずに、学術誌の規定を理解するために必要十分な文言を使って説明します。

学習目標

- 代表的な医学・生命科学系国際学術誌の著作権に関する規定を理解する。
- 代表的な医学・生命科学系国際学術誌の発表を制限する規定を理解する。

著作権

著作権とは

まず、著作権の理解に必要な用語を2つ紹介します。

- **著作物**: 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。
- **著作者**: 著作物を創作する者。

著作権 (copyright) を端的に説明すると、「著作者が、自己の著作物の複製・放送・上演などを独占する権利」です。

学術論文の場合、**著者が自己の論文の複製・頒布などを独占する権利**、と考えればよいです。この「複製・頒布」の権利には、論文を学術誌に掲載し、紙媒体あるいは電子媒体を用いて公表する行為、すなわち「出版」の権利も含まれます。

研究の成果を論文にまとめると、著作者である著者に著作権が生じます。しかし、論文を学術誌に掲載し、出版するのは出版社あるいは学協会であって、著者ではありません。これらの出版母体は、どう対処するのでしょうか。また、学術誌に掲載された論文を、その著者は自由に利用できるのでしょうか。

著作権に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定

- NEJM は、著作権の完全な譲渡を求めています。譲渡すると、著者は著作権を失いま

す。したがって、掲載論文を利用するには、**著者であっても出版母体の許可が必要です**。例外は、「米国公正利用により容認される場合」です。

- Science は、論文の“利用(use)および利用の認可”のライセンス契約を求めています。著者は著作権を保有しますが、**掲載論文の著者による利用は制限**されています。
- Nature は、著作権の譲渡を求めませんが、独占的な出版ライセンス契約の締結を求めています。**著者は掲載論文を自由に使えます**。

掲載論文の著者による利用について、NEJM と Science の規定には不明瞭な点があります。まず、NEJM の規定の「米国公正利用(U.S. fair-use law)により容認される場合」とは、どのような場合なのでしょう。次に、Science の規定にある「(著者は)一定の利用(certain uses)に論文を供する権利を保有する」の「一定の利用」とは、どのような用途への利用なのでしょう。

掲載論文の著者による利用

NEJM の規定には、“[Author Permissions](#)”へのリンクがあり、そこには、次が述べられています。

NEJM.org における出版を受けて、*New England Journal of Medicine*(NEJM)は、掲載された版の論文を利用する権利を以下に記すとおり著者に供与する。

- 教育目的に利用するために職業上の同僚と共有すること。
- 図表などの論文の一部を、著者が執筆する書籍の章、あるいはその他の教育目的の著作に盛り込むこと。
- 論文の一部あるいはすべての複製を、著者の学位論文あるいは卒業論文に盛り込むこと。
- 著者の教育目的の著作の著作集に含めること。
- 著者が教え、営利と関連のない(つまり、教育機関あるいは学協会の主催する)授業・講義で生徒に複製を配布すること。
- 出版後 6 か月を過ぎてから、公開を目的に、著者の所属する教育機関のオンライン・リポジトリ(online repository)に供託すること。

要点は、「教育目的」と「営利と関連のない」です。この 2 つの条件を満たす用途であれば、NEJM に掲載された論文の著者は自身の論文を、NEJM の許可を得ずに使えます。なお、NEJM

に掲載された論文を利用する場合は、次のように出典を明記することになっています。

NEJMの掲載論文を再出版するときは、NEJMに掲載された初版が出典であることを明記すること、あるいはデジタル・フォーマットの場合はNEJM.orgの原著論文へリンクさせることにより、読者が関連事項、通信およびデジタル化された記事を参照できるようにしなければならない。

出典は「掲載誌名、著者名、表題、巻号、ページ、著作権© Massachusetts Medical Society、転載許可」と記さなければならない。

Scienceの規定は、「契約書に付随する著者への情報に詳細が述べられているところの一定の利用」と記し、リンクが設定されています。このリンク先である“[AAAS Author License to Publish Policy](#) (AAASと著者の出版ライセンス契約の方針)”は次のように述べています。

1. これは、出版ライセンス契約であって、著作権譲渡同意書ではない。
2. 著者は、AAASに独占的な出版ライセンス (license to publish) を供与する。
3. 著者は、掲載された論文 (final work) * を非営利の目的 (non-profit purposes) に利用できる。許可は不要である。
* 学術誌により受理され、出版・公開された論文のこと。
4. 著者は、掲載された論文を、AAASの“referrer linking service”を使ってハイパーリンクすることができる。
5. 著者は、受理された論文 (accepted work) * を個人の、あるいは所属機関のアーカイブに掲載できる。
* 学術誌に受理されたが、出版・公開に向けた編集がまだなされていない論文のこと。
6. 著者は、受理された論文を非営利の研究目的 (non-profit research purposes) に使える。
7. 著者は、資金提供者の要請に応じて、受理された論文を指定されたりポジトリ (repository) に供託できる。

つまり、Scienceは「著者の論文を利用する、あるいは利用を認可する独占権 (の供与)」と述べていますが、この「独占権」が“独占的な出版ライセンス (license to publish)”であると明記しているのです。

掲載論文の著者による利用については、“非営利の研究目的 (non-profit research purposes)”であれば、著者は自分の論文を許可なしに使えます。ただし、“研究目的 (research purposes)”の意味は説明されていません。

ともあれ、一見、掲載論文の著者による利用が厳しく制限されているように見えた NEJM も Science も、**教育目的か非営利目的**であれば、出版母体の許可なしに使えると考えてよいでしょう。「契約書」は細かいところまで目を通しましょう。

オープン・アクセスと著作権

現在、**オープン・アクセス**を採用する学術誌が増え続けています。“オープン・アクセス・ジャーナル(open access journal)”という言葉さえあります。

広い意味でのオープン・アクセスとは、情報が誰にとっても無料で閲覧できる状態にあることです。学術論文における狭い意味でのオープン・アクセスとは、査読のある学術誌に掲載された学術論文がオンラインで公開され、誰もが無料で閲覧できる状態にあることです。多くの場合、**オープン・アクセス化された学術論文の著作権はその著者が保有**します。学術論文をオープン・アクセス化する際、その著作権を学術誌の出版母体に譲渡する必要はありません。



学術論文のオープン・アクセス化には [2種類の方法](#)があります。

ひとつは、著者が学術誌の出版母体にオープン・アクセス掲載料(article processing fee)を支払い、学術誌が掲載論文を直ちにオープン・アクセス化する方法です。この場合、著者は、オープン・アクセス化された論文の学術誌による利用について、何らかのライセンスを供与します。

もうひとつは、著者が所属機関のリポジトリや自身のアーカイブに論文を公開し、オープン・アクセス化する方法です。この場合、著者にオープン・アクセス掲載料は課せられません。しかし、学術誌が論文を掲載した後、ある一定期間が過ぎるまで、著者は論文をオープン・アクセス化できないなど、学術誌の提示する条件に従う必要があります。

学術論文のオープン・アクセス化について重要なのは、**多くの場合、著者が著作権を保有する**ということです。オープン・アクセス掲載料や利用の条件・範囲、ライセンスの種類は学術誌により異なります。個々の学術誌の規定を参照してください。

学術論文をオープン・アクセス化すると、その論文の引用数が増える、共同研究の機会が広がるなど、[さまざまな利益](#)が著者にもたらされます。

現在、研究資金提供団体の多くは、その助成を受けた研究の論文についてオープン・アクセス化を義務付けあるいは推奨しています。たとえば、[日本学術振興会](#)は、それが交付する科学研究費補助金などの助成金を受けた研究の論文を原則としてオープン・アクセス化するべく、文部科学省や国立情報学研究所などの関連機関との連携を図っています。

ハゲタカ出版社

オープン・アクセス・ジャーナルとの関連で、[ハゲタカ出版社](#)について、一言、注意しておきます。“ハゲタカ出版社(predatory publisher)”とは、迅速な査読や論文のオープン・アクセス化を謳い文句に論文を集め、まともな査読を行わずにオンライン化する疑似学術誌をビジネスとする出版社です。目当てはオープン・アクセス掲載料です。「科学的根拠は希薄だが、自社製品飲料に都合の良いデータが出たからどこかに掲載したい」、「教授へ昇進に必要な論文数を増やしておきたい」といった需要があるからこそ、成り立つ供給のビジネスです。

学術論文には「真正性」が求められます。それを確保するのが、専門家による**査読(peer review)**です。しかし、誰が査読したかを開示しないのが学界の原則です。「ハゲタカ出版社」が専門家以外に査読させていたとしても著者には分かりません。

「ハゲタカ出版社」と疑われる出版社やその出版雑誌を列挙した 3 種類のリストを[エール大学図書館](#)が紹介しています。さらに、「ハゲタカ出版社」の出版する雑誌かどうかを判断するヒントが公開されています。“predatory publisher”と“avoid”を組み合わせて検索してみてください。一例として、[アルバータ大学図書館](#)のヒントにリンクを設定しておきます。なお、「ハゲタカ出版社」を巡る状況と議論を首都大学東京の研究者が整理し、学術誌「[情報管理](#)」に掲載しています。

貴重な研究成果を世に問う場が学術誌です。論文を「ハゲタカ出版社」の雑誌に掲載すると、せっかくの研究成果が、その真正性を疑われてしまいます。投稿先は慎重に選びましょう。

まとめ

論文の著作権と掲載後の論文の著者による利用について、国際学術誌の対応は概ね次の 2 種類に大別できます。

- 出版母体は著作権の譲渡を求める。著者による利用は、非営利目的あるいは教育目的であれば、出版母体の許可は不要である。
- 出版母体は出版ライセンスの供与を求める。著者による利用は、非営利目的であれば、出版母体の許可は不要である。

著作権の譲渡にしても、出版ライセンスの供与にしても、学術誌の出版母体の要求に応じないと、受理された論文は学術誌に掲載されません。拒否する著者はいないでしょう。

著作権の侵害は犯罪です。著作権を学術誌に譲渡した論文を不用意に利用すると、著者であっても、著作権法違反を問われかねません。また、学術誌は論文の出版を取りやめることができます。実際、学術誌に受理された論文を、その出版の前に、著者が自身のブログに掲載したところ、掲載を取りやめると学術誌から連絡があった事例もあります。

出版前の発表の制限

発表の制限とは

発表の制限には 2 種類あります。投稿した論文が「出版される前の発表」と、論文が「出版された後の発表」です。

論文が「**出版された後の発表**」とは、学術誌の出版母体に論文の著作権を譲渡した、あるいは出版ライセンスを供与した後の発表です。前章で解説したように、非営利目的か教育目的であれば、論文全体あるいは図表などを自由に使えます。ただし、著作権を譲渡した場合は、出典を明記しなければなりません。出典の記載方法については前章に提示した NEJM の記載例を参考にしてください。この章では、「**出版される前の発表**」について学びます。

「出版される前の発表」とは、**論文が投稿されてから出版されるまでの間に論文の内容を公表**することです。詳しくいうと、「**論文が投稿されてから**、学術誌に受理され、論文を受理した学術誌がその論文を紙媒体あるいは電子媒体により公開し、**研究者や社会が論文の全体を読めるようになるまでの間に**、論文の内容を何らかの手段により公表すること」です。

医学・生命科学系国際学術誌は、論文出版前の発表を制限しています。規定の英語表記には、

“prepublication publicity” や “prepublication release”、“disclosure of results before publication”とされています。これらの制限は、出入港禁止や拘留を意味する英語を使って “embargo”と呼ばれています。日本語では、「公表差し止め」「口外差し止め」等で表現されます。

論文出版前の発表にまつわる問題

学術誌に投稿した論文が学術誌により出版される前に、その論文の内容を公表することが、なぜ問題なのでしょうか？

[Nature Methods の論説](#)が理由を述べています。一部を紹介します。

論文出版前発表の制限を厳格化した理由は 2 つある。第一に、学術誌にとって制限の厳格化は、査読というフィルターを通過した正確な報告のみが社会に発表されるよう徹底する手段である。これにより、学術誌は誤解を招きかねない、あるいは不正確ですらあるかもしれない中途半端な報道を防ぐことができる。第二に、科学者が論文について新聞で知るときには、その論文の全文を科学者が入手できるようになっていなければならない。そうやって初めて、科学者は記者の言葉だけに頼ることなく、論文の主張あるいは解釈を検証できるからである。有名な事例がある。2002 年 7 月、エストロゲンとプロゲステンを組み合わせたホルモン治療のリスクに関する研究が *The Journal of American Medical Association* の電子版として発表される予定の日の一日前に、*Detroit Free Press* がこの論文を記事にした。記事は多くの報道機関に取り上げられ、その結果、心配になった多くの女性がかかりつけの医者たちに問い合わせた。医者たちは、研究の詳細を見ることができないため、問い合わせにまったく対応できなかった。この混乱は、論文出版前発表制限日 (embargo date) が守られていれば、容易に防げたはずである。

つまり、論文出版前発表の問題は、「論文の全体が公表される前に研究成果が口外されると、研究者はその情報の真正性を検証できず、**誤った情報が流布しかねない**」という恐れです。このような事態を避けるために、学術誌はどのような規定を設けているのでしょうか？

論文出版前発表の制限に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定

「論文出版前発表の制限」に関する学術誌の方針は通常、“Embargo Policy (公表差し止め方針)”と呼ばれています。この方針は、“Author Instructions または Instructions for Authors (どちらも「投稿規定」の意)”あるいは“Editorial Policies (編集方針)”の中に掲載されています。

なお、学会発表等の研究者を対象とした「論文出版前の発表」について、“Embargo Policy(公表差し止め方針)”とは別個の項を設けている学術誌があります。次の例をご覧ください。

- JAMA: Previous or Planned Meeting Presentation or Release of information(過去の、あるいは計画中の学会発表または情報の開示)
- *Nature*: Pre-publicity(事前広報)
- *Science*: Prior Publication and Presentations at Meetings(事前の出版および学会発表)

“Embargo(公表差し止め)”は、誰が、何を、誰に対し口外することを、いつから、いつまで差し止めているのでしょうか？

NEJM の“[Embargo Policy](#)(公表差し止め方針)”に目を通してみましょう。

週刊の印刷版 NEJM の表紙に記されている発行日は木曜日である。資格要件を満たした報道関係者は、その前の金曜日の 10:00 東部時間に、発行予定の号のオンラインでの閲覧を許される。この事前閲覧を利用して、報道関係者は著者にインタビューし、関連記事を作成できる。報道関係者は、出版前の水曜日の 5:00 東部時間に出版前発表制限が解かれるまで、記事の出版あるいは放送を控えると同意している。

Nature は“Embargo”の規定の中に“[Communication with the media](#)(報道機関への対応)”という小見出しを設けて、報道への対応を次のように述べています。

我々の Embargo Policy(公表差し止め方針)により、*Nature* / *Nature Research journals* に投稿された論文についての報道取材に応じることは禁止されている。例外は、受理された論文である。この場合、出版日が定まり、出版日前の 1 週間以内であれば報道記者の取材に応じてもよい。

Nature Research journals はそれぞれ、次号の論文の内容をまとめた報道発表 (press release) を作成し、各誌に登録された報道記者に頒布する。報道記者には、記事にしたい論文があるときは、必ず論文の完全版に目を通すようお願いすると同時に、corresponding author の氏名と共にその電話およびファックスの番号ならびにメール・アドレスを提供する。報道諸氏は、パスワードにより保護されたウェブサイトに掲載される論文の全文およびその他の資料(たとえば、論文に関する News and Views 記事、および著者が提供する追加の図版)を出版のほぼ 1 週間前から閲覧できる。報道発表および論文の内容は、報道発表に明

記されている日時まで公表を差し止める。

学術誌が、論文出版前発表を制限する一方で、報道機関に対しては、出版前のある時期に論文の内容を開示することにより、適切に対応していることが理解できるのではないのでしょうか。

論文出版前発表の制限に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定の要点

NEJM と *Nature* の“Embargo Policy(公表差し止め方針)”は一見、報道関係者を対象とした規制のように見えます。しかし、“Embargo(公表差し止め)”の**本質的な対象は、論文の内容を知る著者その他の関係者**と考えるべきです。

“Embargo(公表差し止め)”の目的は、“論文の全文が出版される前の公表による不完全な情報の流布の防止”です。報道を介した情報の流布を防ぐには、論文の内容を知る著者その他の関係者が報道関係者からの接触に応えないだけで十分です。

先に提起した、「“Embargo(公表差し止め)”は、誰が、何を、誰に対し口外することを、いつから、いつまで差し止めているか」という問いに対するもっとも明確な答えは次のようになります。

論文の内容を知る**著者その他の関係者が**、出版前の論文の内容を、**著者その他の関係者以外に対し口外することを**、投稿したときから、出版まで**差し止めている**

では、論文に記載したデータやその解釈などを、他の研究者にも明かしてはならないのでしょうか。

論文出版前発表の制限の対象外

医学・生命科学系国際学術誌の“Embargo Policy(公表差し止め方針)”は概ね、**研究者に向けた公表を対象外**としています。具体的には次の2種類です。

- 学会などの学術集会における発表
- “プレプリント(preprint)”としての公表

それぞれに注意すべき点があります。規定に目を通しましょう。

学会発表に関する規定

典型的な例を紹介します。

Science “[Prior Publication and Presentations at Meetings](#)”

我々は総じて、元データを学術集会において発表することを奨励する。しかしながら、報道機関による報道や学会発表は、ときに Science journals による論文の採否の検討に影響を及ぼすことがある。たとえば、論文の中心的な所見のマスメディアによる報道は、その研究の新規性を損ねることがあり、そのため、Science journals における掲載の妥当性を損ねることがある。したがって、著者は学術集会においてデータを気兼ねなく発表してよいが、報道機関の注目を過度に求めてはならず、論文の図やデータを報道記者に与えてはならない。学術集会における著者の発表セッションに報道記者が出席し、発表の内容のみを基に記事を書いた場合であれば、そのような報道は、Science journals における著者の論文の採否の検討に影響を及ぼさない。

以上より、学会発表を奨励するものの、**報道機関との接触を避ける**こと、ましてや、データなどを報道機関に提供してはならない、と厳しく規制していることが分かります。投稿論文に記載したデータを発表するときは、たとえ学術集会であっても、報道機関との接触は控えるほうが賢明です。

プレプリントに関する規定

“プレプリント(preprint)”とは、学術誌での掲載を目的に執筆された論文を査読の前にインターネット上のサーバーにアップしたもののことです。このサーバーは“プレプリント・サーバー(preprint server)”と呼ばれ、いわば**査読前の論文の保管所**です。アップロードおよび閲覧は通常、所属の明確な研究者に限られています。

“プレプリント(preprint)”に関する医学・生命科学系国際学術誌の規定を参照しましょう。

Cell “[Preprint Servers](#)”

我々は、arXiv、bioRxiv、BioRN、ChemRxiv あるいは ChemRN などのプレプリント・サーバーにすでに掲示された論文の掲載の採否を検討する。我々は、プレプリント・サーバーに掲示する動機について研究者の意見に興味があり、その手段が論文にとって最善の扱いかどうかを研究者と話し合いたい。したがって、本誌への投稿を考えている著者には、まず本誌の編集者に連絡し、投稿予定の論文と状況について話し合うよう、強く勧める。この方針は、投稿された論文の最初の版にのみ適用される。我々は、編集と査読の指摘に応えた改訂版

と、出版される最終版をプレプリント・サーバーへ掲示することは認めない。また、プレプリント・サーバーに掲示された論文にも、より広範な報道による広報に関する我々の論文出版前発表方針 (prepublication publicity policy) が適用される。

ここでは、プレプリント・サーバーに掲示された論文も審査する、と明記しています。しかし、*Cell* は「まず本誌の編集者に連絡」するように勧めています。**非常に消極的**です。

プレプリント・サーバーに掲示された論文の閲覧が研究者に限られているとしても、報道機関が入手する可能性は否定できません。プレプリント・サーバーでの掲示には、慎重の上にも慎重を期するほうが賢明です。投稿前の論文をプレプリント・サーバーにアップロードするとき、あるいは投稿した論文の内容を学会で発表するときは、慎重を期して、それぞれ投稿を考える学術誌、**投稿先の学術誌に問い合わせる**のが最善です。

論文出版前発表の制限の違反に対する医学・生命科学系国際学術誌の対応

“Embargo (公表差し止め)” が破られたとき、学術誌はどう対応するのでしょうか。代表的な例を紹介します。

JAMA “[Embargo Policy](#)”

受理された論文と出版予定日を許可なく公開した場合、論文の受理を取り消し、論文を却下することがある。



Lancet “[Disclosure of results before publication](#)”

(学会における発表、要約、プレプリント・サーバーでの公開などを除く) 研究成果の公表は、投稿論文の審査に悪影響を及ぼすことがある。

Nature “[Communication with the media](#)”

Nature Research journals は、公表差し止めの解除以前に報道で公表された論文の出版を取りやめたことがある。

NEJM “[Embargo Policy](#)”

査読の前、あるいは査読中に、研究が相当の注目を集めた場合、その出版の優先度に影響を及ぼすことがある。出版前の報道発表に多くを述べるほど、出版の優先度への悪影響が大きい。

報道機関による“Embargo(公表差し止め)”違反への対処も紹介しましょう。

JAMA “[Penalties for Breaking Embargo](#)”

JAMA Network は、公表差し止め違反を個別に審査する。公表差し止め違反の発生した状況を検討した上で、適切なペナルティを決定する。公表差し止め違反に対するペナルティには、公表を差し止められている論文へのアクセスの失効および JAMA Network の事業へのアクセスの失効があるが、これに限定されるものではない。違反した記者を雇用する報道機関も、公表を差し止められている論文の提供を停止されることがある。広報機関・記者が停止処分を受けた場合、停止期間の終わった後に、公表を差し止められている論文へのアクセスを再申請するのは記者の責任である。

学術誌には、投稿論文を受理・却下し、受理し出版した論文を撤回する権利があります。“Embargo(公表差し止め)”に違反したときの対応を明記しない学術誌であっても、また、審査中あるいは受理された論文であっても、“Embargo(公表差し止め)”に違反すると最悪の事態を招きかねないと考えべきでしょう。



医学・生命科学系国際学術誌の“Embargo Policy(公表差し止め方針)”, 特に対象外とされている学会やプレプリント・サーバーを介した“研究者対象の公表”の復習をかねて、[Nature の Embargo](#) に記されている“Communication between scientists”に目を通しましょう。

Nature Research journals に、科学者間の意見交換を妨げる意図はない。学界において認知されたプレプリント・サーバーあるいはプレプリントに関するコメントを掲載する通信サービスを用いて、または学術集会あるいはウィキペディアや個人のブログを介した議論を通じて行われる、研究者間の自由な意見交換を我々は支持する。学会における発表も、認知されたプレプリント・サーバーにおける公開も、出版前の公表とはみなされない。

研究者は、プレプリントや学会における発表を目にした報道機関からの求めに応じて、研究の説明あるいは解説、または研究の背景に関する情報を提供してよい。このような場合には、報道機関が記事に取り上げても、我々による投稿論文の取り扱いに影響はない。しかし、報道された場合、論文が出版されたときに、他の報道機関が記事に取り上げる機会を損ねる可能性があることを、研究者は認識するべきである。また、プレプリントを目にした記者の取

材を受けた際には、論文の査読が終わっていないこと、論文に記載されている所見がまだ認められていないこと、そして論文の結論が変更される可能性があることを明言するよう、研究者にお願いします。論文の著者には、査読と編集の経過の詳細を明かさないうよう要求する。

我々は、研究が報道機関により広く報道されるときには、査読を経て出版に至ったバージョンの論文が入手可能になっており、報道機関がこのバージョンを基に、確かな情報に基づいた記事を作成できるようになっていなければならないと考えている。この理由から、論文の最終版の出版に先立っての報道を、自ら報道機関に働き掛けないよう、強くお願いします。

おわりに

研究者は、研究成果を社会に公開する作業を学術誌に委託します。委託するために、論文の著作権や出版ライセンスを学術誌の出版母体に譲渡・供与します。学術誌は、研究成果の正確な発表に尽力しています。投稿論文の内容を出版まで厳重に秘匿します。研究成果の不正確な解釈が流布しないように、出版前の公表を制限しています。

本教材を終えるにあたり、Cell の投稿規定 ([Information for Authors](#)) に記されている“[Prepublication Publicity](#) (論文出版前の公表)”を紹介します。学術誌の心意気だけでなく、報道機関、そして研究者に協力を求める姿勢を読み取りましょう。

学術出版社としての我々の役目のひとつは、あなたが我々を介して発表する論文が、学界においても、より広い一般社会においても、可能な限り広範な読者に届くよう力添えすることである。あなたが成し遂げた進歩を効果的に知らせることが、科学の真価の社会による認識を高めると我々は考えており、この目標をさらに前進させるために可能な限りの手を尽くす決意である。我々はまた、十分な理解に基づく科学報道 (informed scientific journalism) を支援する我々の責任を真摯に受け止めるとともに、偏りがなく、正確であると同時に不適切な誇張のない報道の推進を目指している。この目標を達成する一助として、我々は、公表差し止め付きの報道発表システム (embargoed press release system) を実施している。このシステムでは、記者が記事を執筆するための時間として、保護された時間枠が設けられている。Cell 出版が掲載する論文のすべては、出版の最大 7 日前に報道に開示されるが、報道は出版日の 11:00 (米国東部時間) まで差し止めとする。差し止めの日時は、論文に関して発信される記事のすべてに明記されなければならない。

本単元は、日本医療研究開発機構(AMED)が実施する研究公正高度化モデル開発支援事業(第一期)の「医系国際誌が規範とする研究の信頼性にかかる倫理教育プログラム」(略称: AMED 支援国際誌プロジェクト、信州大学・大阪市立大学)によって作成された教材です。作成および査読等に参加した専門家の方々の氏名は、[こちら](#)に掲載されています。

無断転載禁止